



青色情報

No.638
7月・8月号
令和3年7月16日発行

津青色申告会

津市丸之内12-1
TEL 059-225-6555
FAX 059-224-6670
tsu-aoiro@zvtv.ne.jp



Instagram 始めました!

#tsu-aoiro0205

#フォローお願いします!

津税務署定期人事異動

<転入>

○副署長 野崎 剛氏
(津・副署長(管運・徴収・法人酒税担当))

○記帳推進官 小木曾 徹氏
(名古屋北・個1・統括上席)

○統括上席 桐山 真哉氏
(津・個3・上席)

<転出>

○大桑 英樹氏(筆頭副署長)
岐阜北・筆頭副署長へ

○加藤 隆弘氏(記帳推進官)
四日市・個人3統括官に

○遠藤 哲氏(指導担当)
四日市・管運・徴収官に

☆新型コロナウイルス感染症に関する大事なお知らせ

三重県のまん延防止が解除されましたが、まだまだ油断ならない状況が続いております。
当面、感染症拡大防止の取り組みとして、受付窓口にアルコール消毒・飛沫感染防止板を設置、こまめな換気、職員のマスク着用等、対策を講じております。

会計ソフトの体験・点検・相談会等、密を避けるため、来所をご希望される方は、**必ず事前に予約**をお取りいただき、**マスク等を必ず着用**してのご来館をお願いします。



【個別体験講習会】

パソコンソフト 「ブルーリターンA」

パソコン会計は如何ですか。消費税の申告にも対応し、決算申告が楽々。青色申告特別控除65万円適応。簿記・パソコンの初心者向けで、イータックスにも対応します。一度見に来て下さい。

◆日 7月26日(月)・27日(火)
8月16日(月)・17日(火)
9月 6日(月)・ 7日(火)

◆時間 午前10時~11時 午後2時~3時

『青色共済』+『傷害特約』月2,250円
健康審査無用・速やかな給付・大きな安心
病気とケガの総合保障

【青色共済】 会員の相互扶助…必要経費
【傷害特約】 ケガの通院給付は1日目から補償

【減価償却の計算はパソコンで】受付中

2月の税務相談では手計算による減価償却の計算及び相談は出来ません。パソコン入力による自動計算をご利用下さい。提出用の計算表を印刷してお渡します。一度入力しておくとも毎年自動計算されます。ご利用下さい

11月末まで電話予約を受け付けています。

※8月8日(日)~15日(日)は、
お盆休みの為、閉館いたします。

「e-Tax利用のための相談会」

自宅からイータックスで確定申告をするための、開始届から利用手続き、申告方法まで、相談を行います。添付書類も省略できます。65万円控除の為にぜひ、e-Taxが便利です。

◆日 7月29日(木)・30日(金)

◆時間 10時・11時・14時・15時

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

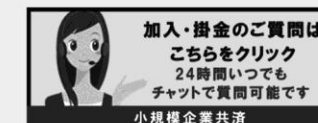
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

「記帳なんでも相談会」
 記帳は遅れていませんか。悩んでいませんか。日々の記帳に関する個別なんでも相談会を行います。
 正しい記帳で不安や疑問を今のうちに解消しておきましょう。お気軽にご参加ください。
 ◇日 8月19日(木)・20日(金)
 ◇時間 午前10時・11時・午後1時・2時

〔消費税対策は大丈夫ですか〕
課税事業者の貴方
 ◎充分な対策は出来ていますか
【消費税の記帳】は正しいですか？
 ◎【本則】ですか 【簡易】ですか
 申告の仕方によって、納税額も帳簿の書き方も変わります。
『消費税相談』 正しい記帳
 ◇日 8月26日(木)・27日(金)
 9月2日(木)・3日(金)
 ◇時間 午前10時 午後2時
 ー記帳方法・記帳点検と比較ー

青色申告会がつくった、初心者にやさしいパソコン会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めします。
価格29,700円
 (3年分の保守料9,900円含)
 ー使いやすくて簡単。指導相談も万全ー
 青色申告特別控除65万円適用。
 消費税申告・イータックスにも対応します。
 お問合せ申込みは事務局へどうぞ。
 ◎記帳専用ソフトで1年間お試しも可能です
 体験ご希望の方はお申し込みください

シニアライフを応援！！
「パールシニア共済」(みえ共済)
 ☆新規加入年齢 満55歳～満74歳
 (満85歳になって最初に迎える満期日まで継続)
 ☆詳細につきましては、お気軽に事務局までお問い合わせください。

専従者給与の平均は(2020年度津会調べ)
 ◇男性 年額合計 2,089千円 給与1,940千円 賞与149千円
 平均年齢56歳
 ◇女性 年額合計 1,491千円 給与1,364千円 賞与127千円
 平均年齢61歳

「会員増強にご協力を！」
 津青色申告会は、平成14年以前は会員数3,000名前後を推移していましたが、その後減少の一途をたどり、平成28年には、2,000名を切ってしまいました。
 会存続の危機に直面しております。
 津青色申告会は、入会して頂きました会員さまおひとりおひとりのご協力により成り立っております任意の団体です。
 お知り合いの方・お近くの方、新しい会員をご紹介下さい。
 ご紹介者が入会された場合、加入者1名につき5,000円の報奨金を差し上げます。
 ご本人をお連れ頂くか、電話・FAX・メールで事務局へご連絡下さい。
 あらためまして、会員増強にご協力いただきたくよろしくお願いいたします。
 よろしく
 お願いいたします



事務局発

新型コロナウイルス感染症により、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の申請が、6月よりスタート致しました。
 三重県では、5月・6月とまん延防止措置が発令されており、飲食店を営まれている方・主に対面で個人向けに商品やサービスの提供を行っているBtoC事業者の方は給付対象になります。2019年又は、2020年の同月比が50%減っているかを確認してみてください。インターネットより申請が可能です。申請が可能な方が、一時支援金を申請していただければ、事前確認が必要となりますので、事務所までご連絡ください。また、飲食店の方で、三重県の時短要請協力金を受け取った方は、申請ができませんので、ご注意ください。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
「適格請求書発行事業者」になるには税務署への手続きが必要です。

A子さん 消費税の課税事業者(一般課税) 適格請求書発行事業者
 ※簡易課税の場合は、売上から消費税を計算するので仕入先が適格請求書発行事業者である必要はない



B美さんは適格請求書発行事業者なので
A子さんは、B美さんが「適格請求書」を発行することにより、消費税の仕入税額控除ができる

C江さんは適格請求書発行事業者ではないので、**A子さんは、C江さん**から仕入れた金額を消費税の仕入税額控除にできない。

免税事業者でも適格請求書発行事業者(消費税課税事業者)になるか検討が必要

B美さん
 消費税の課税事業者(一般課税または簡易課税) 適格請求書発行事業者



C江さん
 消費税の免税事業者(適格請求書発行事業者でない)



適格請求書の記載事項
 ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称及び**登録番号** ② 取引年月日 ③ 取引内容
 ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 適用税率 ⑤ 消費税額等
 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 (適格簡易請求書の場合は不要)
 適格請求書発行事業者は、請求書や納付書にこれらの事項が記載された書類を交付しなければなりません。
 ①の「登録番号」が税務署から発行される適格請求書発行事業者の番号になります。

登録番号は適格請求書発行事業者になることにより、発行されます。
【「適格請求書発行事業者」になるには税務署への手続きが必要です。登録申請のスケジュール】
 ≪適格請求書等保存様式(インボイス制度)スタート≫ 令和5年10月1日
 ≪令和5年10月1日から登録する場合の適格請求書発行事業者登録申請期間≫
 令和3年10月1日～令和5年3月31日
 (※免税事業者は、この期間内に申請すれば、課税事業者選択届出書が省略できます(経過措置)。この場合、消費税の簡易課税の選択届出書を提出すれば簡易課税が適用されます。)
※適格請求書発行事業者になると、消費税の課税事業者になるので、確定申告時期に消費税の確定申告書も提出していただくこととなります。免税事業者の方は、適格請求書発行事業者になるか、検討をお願いします。
 ☆不動産賃貸業の方も、店舗や駐車場を貸し付けている場合は、適格請求書発行事業者になることを検討する必要があります！

詳しくは同封のパンフレットもご参照ください！
お問合せは国税庁専用ダイヤル0120-205-553へ